

第6章 文化財のより良い状態での保存・継承

1 文化財のより良い状態での保存・継承に関する課題

1) 文化財のより良い状態での保存・継承に関する課題

本計画作成に向けて実施した文化財の把握調査や指定等文化財の所有者・管理者に対するアンケート調査（以下、アンケート調査とする。）、これまでの文化財行政の運営などを通して明らかとなった本庄市の文化財のより良い状態での保存・継承に関する課題を以下に整理します。

① 維持管理の課題

文化財を保存・継承していくためには、適切な時期・手法で維持管理や修理を行う必要があります。しかしながら、アンケート調査では、相続等による所有者の変更、保護団体の責任者交替、保護団体の活動の停滞などにより、所有者・管理者が文化財の現状（破損・劣化状況）を把握できていない事例が見受けられました。行政の取組としても、所有者・管理者に対して定期的な現状報告を求めるにとどまり、行政による巡回点検（モニタリング）などは行っていませんでした。加えて、所有者・管理者による管理方法や定期的な点検内容等を定めた要綱や規定がなく、所有者・管理者が発生した文化財の破損や劣化に対して対処処置を取ることしかできない状態でした。このままでは、適切な維持管理や保存修理の機会を逸することとなり、文化財のき損につながるおそれがあるため、行政や所有者・管理者が適切に文化財の維持管理や保存修理を行うための体制の整備が必要です。

また、文化財、特に歴史的建造物や史跡の保存・継承においては、文化財だけでなく周辺環境や景観との一体的な保全も必要です。しかし、本市では、周辺環境の保全に対する取組は十分でない状況でした。

文化財の保存において保管施設の整備も不可欠です。しかし、本庄^{こだま}・児玉の山車・屋台を収める山車蔵をはじめとする所有者が管理する保管施設の中には、施設の老朽化や現行の建築基準法で定められた耐震性能基準未達など、文化財の保管施設として求められる機能を備えていないものがあります。また、市が収蔵する古文書、考古資料、歴史資料、民具などについても、収蔵スペース不足が顕著であり、将来的に増加していく歴史資料の保存場所が十分でないことが明らかです。

② 保存修理・整備の課題

文化財の価値を後世へ伝えるためには、適切な保存修理と活用に向けた整備が必要です。しかし、本市の指定等文化財（建造物・史跡）については、保存状態の改善や一般公開に向けた安全性を確保するための措置が滞っており、塙保己一旧宅（国指定史跡^{はなわほきいち}）、競進社模範蚕室（県指定有形文化財^{きょうしんしゃもはんさんしつ}）、旧本庄警察署（県指定有形文化財^{もろい}）、諸井家住宅（県指定有形文化財）など、保存修理や耐震補強が必要なものが複数あります。

③ 継承の課題

無形の民俗文化財においては、後継者不足や継承活動の衰退が全国的な課題となっており、今後も人口減少と急速な少子高齢化が継承に深刻な影響を及ぼす可能性が指摘されています。本市においても、各地域で行われている祭礼や年中行事をはじめとする伝統文化が、高齢者から若者へ継承できていないといった危機的状況にあり、指定された無形の民俗文化財にも活動を休止しているものが生じています。断絶が危惧される無形の民俗文化財に対しては、記録保存をはじめとする措置が必要となります。しかしながら、本市においては、現時点でそれらの文化財に対する具体的な取組が定められておらず、効果的な対応が取れていない状況にあります。

2) 文化財に対する災害・犯罪とその被害想定 [表 6-1 ~ 6-4]

近年、全国各地で地震・台風・集中豪雨等による大きな自然災害が増加し、文化財にも多大な被害が生じています。さらに、火災・盗難・破壊等の人為災害も発生しており、地域のコミュニティ力が低下している中で、防災・防犯といった文化財の保存管理は大きな課題となっています。

本項では、災害・犯罪によって本市の文化財が受ける被害の想定と、防災・防犯における課題を整理します。

表 6-1 近年の災害と文化財の罹災状況

年	年月	月日	災害名	罹災文化財	罹災状況
平成 14 年	(2002)	5 月	(雨水被害)	日枝神社のケヤキ	枝 2 本折損
			東日本大震災	旧本庄仲町郵便局	二階外壁一部崩落
				旧本庄警察署	天井塗装ひび割れ、外壁一部剥落
				諸井家住宅	瓦破損
平成 24 年	(2012)	6 月 19 日	台風 4 号	競進社模範蚕室	雨漏り
平成 25 年	(2013)		台風 18 号	山王堂日枝神社のケヤキ	枝が折れる
平成 26 年	(2014)	2 月 14 日 ~ 同月 15 日	平成 26 年豪雪	旧本庄警察署	雨どい落下
				競進社模範蚕室	瓦、雨どい落下
				諸井家住宅	瓦落下
令和元年	(2019)	10 月 12 日	台風 19 号	本庄金鎖神社大門	瓦破損
				ほてい堂の五輪塔	堂の外壁破損
				本庄本町の山車	山車蔵の扉破損
				競進社模範蚕室	壁面板材、高窓板破損
令和 4 年	(2022)	6 月 2 日	(降ひょう被害)	競進社模範蚕室	管理室窓ガラス破損
令和 4 年	(2022)	7 月 28 日	(令和 4 年 7 月豪雨)	旧本庄仲町郵便局	雨漏り

※書類上で確認できる被害のみをまとめました。

① 自然災害

【地震災害】

地震災害で想定される文化財の被害として、建造物や遺跡など土地やその定着物に関しては、構造物又は遺構の損壊・崩落等が想定されます。美術工芸品や有形の民俗文化財など移動可能なものの被害として、転倒・落下・損壊等が挙げられます。植物については、倒木・落枝等の被害が想定されます。

埼玉県が作成した「埼玉県地震被害想定調査被害分布図」では、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、本庄市内で最大震度 7 の地震が発生することが想定されています。想定される地震に耐えうるような文化財又は文化財保管施設の耐震診断の実施や耐震化等の検討を行う必要があります。

【風水害】

風水害とは、強風・大雨・洪水等による災害を指します。想定される被害として、建造物・遺跡・美術工芸品・有形の民俗文化財等に関しては損壊・浸水・流失等が挙げられ、植物については、倒木・落枝等が挙げられます。

本庄市は、南部に山地・丘陵地を有し、北部の利根川をはじめ備前渠用水、元小山川、小山川、男堀川、女堀川、御陣場川など多くの河川が縦横に流れています。本庄市が作成した「本庄市土砂災害ハザードマップ」[図 6-1・6-2] においては、山地・丘陵地の河川沿いに土砂災害警戒区域が多く見られ、

また、「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」〔図 6-3・6-4〕においては、上述の各河川沿いを中心に浸水想定区域が設定され、特に利根川沿い（沖積地）は広範囲にわたり警戒が必要となっています。これらの警戒区域に所在する文化財については、重点的な対策を講じる必要があります。

なお、近年は、台風や集中豪雨による土砂災害や家屋浸水、河川堤防決壊、道路冠水、橋の流出などの被害が全国的に生じています。本市における直近事例では、令和 4（2022）年 7 月 28 日に記録的短時間大雨情報が発表され、1 時間に約 100mm の猛烈な雨によって市内の広い範囲で道路の冠水や住宅への浸水などが発生しました。文化財及び関連施設にも、旧本庄仲町郵便局（国登録有形文化財）や下浅見文化財収蔵庫に、（経年劣化を一因とする）建物の一部破損や雨漏りが生じました。今後想定される甚大な被害に対して、効果的な対策が求められます。

また、竜巻等の突風は局所的・突発的に発生し、未然の正確な予測は現状では困難であるため、被害に対する予防対策が必要です。

【雪害】

多量の積雪で想定される文化財の被害として、建造物など屋外に位置する文化財の損壊等が挙げられます。また、建造物が被災すると、その内部に収蔵される文化財にも被害が及ぶ可能性があります。植物については、倒木・落枝等の被害が想定されます。

平成 26 年豪雪の際、本市では積雪 65cm（山間部では 1 m 以上）を記録し、各地で住宅や企業の倉庫、車庫、カーポートのほか、多くの農家でビニールハウスが潰れるなど大変な被害が発生しました。豪雪時に交通路の遮断や山間部の孤立が発生した場合は、文化財の被害状況の把握にも遅延が生じる可能性があります。対策が必要と考えます。

【落雷】

落雷で想定される文化財の被害として、建造物や植物等への雷の直撃又はサイドフラッシュ（側激）による破損や発火による火災が挙げられます。また、文化財建造物では火災等の被害から文化財を守るために設置された各種防災設備が近隣の落雷の影響を受けて破壊される被害も全国で発生しています。

近代以降、避雷針の普及に伴って落雷による文化財の消失は減少しています。しかし、現代の建造物に比べ落雷に対する脆弱性を有するという文化財建造物の性質上、文化財そのものだけでなく、人命や防災設備をはじめとする電気・電子機器の保護を併せた雷保護システムの設置が不可欠となります。

このほか、植物においては、サイドフラッシュ（側激）による人的被害も想定されることから、雷の発生時には屋内等への避難を周知するなどの対策も必要になります。

【降ひょう害】

降ひょうで想定される文化財の被害として、建造物や収蔵庫をはじめとする屋外の文化財の破損が挙げられ、内部に収蔵される文化財にも被害が及ぶ可能性があります。

直近の事例としては、令和 4（2022）年 6 月 2 日に発生した降ひょうにより、市内の住宅・公共施設（窓ガラス破損等）や農業（農作物・生産施設）に多数の被害が発生しました。文化財に直接的な被害は発生しなかったものの、競進社模範蚕室（県指定有形文化財）に隣接する管理室（指定範囲外）、蛭川文化財収蔵庫、下浅見文化財収蔵庫等に屋根や窓ガラスの破損が生じました。降ひょう害が原因の雨漏り等の二次被害も生じたことから、降ひょう後は文化財自体だけでなく文化財保存施設の被害確認及び修繕が必要となります。

表 6-2 埼玉県における被害地震

発生年月日	マグニチュード (M)	緯度 経度	深さ (km)	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878.11.1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模、武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳縮*不明。
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵、 下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣、堀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷、長屋の破損、倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣、石の井垣被損し、八王子、伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余り。川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われる、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.70 139.80	—	関東 南部	相模武蔵、上総、安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、埼玉県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根等破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	県内の推定震度5(蕨、桶川、行田)。
1855.11.11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所、深川、浅草、下谷、小川町、曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後三十余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の日の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。県内の推定震度は大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷辺りまで、土手割れ噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家、土蔵、物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊、半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.80	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸、佐野、鹿沼で有感。
1894.6.20	7.0	35.60 139.80	—	東京湾 北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋、土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川、江戸川、綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7	6.7	35.20 139.30	—	東京湾 北部	芝区桜川町、赤坂溜池、下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923.9.1	7.9	35.50 139.20	—	関東 南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 県の被害は、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。
1924.1.15	7.3	36.15 139.23	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。関東地震後の家の修理が十分でないことにより被害をうけたものが多い。
1931.9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県 北部	県で、死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968.7.1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県 中部	深さが50kmのため、規模の割りに小被害で済んだ。東京都で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989.2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に堀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
2011.3.11	9.0	38.06 142.51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 県の最大震度は6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件。

【出典／埼玉県防災会議：「埼玉県地域防災計画(資料編)」、平成26(2014)年3月】 (*：原文ママとします。)

表 6-3 本庄市における災害の被害

災害の種類	年月日	名称	区域別被害状況	
			市の震度	震度 5 弱
地震	平成 23 (2011) 年 3月 11 日	東日本 大震災	市内被災状況	①灯籠、屋根瓦、外壁、ブロック、墓石の倒壊及び 落下等あり（市内計 96 件）。 ②県水道は給水停止し、自家水源で対応。漏水 1 件。 ③新耐震基準以外の公共施設で耐震工事を完了して いない施設の使用を停止し、安全確認を実施。 ④橋の安全点検を実施。 ⑤市民プラザ・第三金屋集会所は当面の使用を停止。 ⑥本庄公民館は、中央公民館へ機能を移転。
雪害	平成 26 (2014) 年 2月 8～9 日、 14～15 日	平成 26 年 豪雪	本庄市	積雪 65cm (本庄市内、埼玉県本庄県土整備事務所観測) 1 m 以上 (山間部) 人的被害：負傷者 15 名 建物被害：全壊 55 棟、半壊または損壊 129 棟 その他建造物の損壊：207 件 農業用施設被害：ハウス 2,261 棟、畜舎等 50 棟
竜巻等の 突風	平成 28 (2016) 年 7月 14 日	突風	本庄市他	住家屋根の一部損壊 1 件 ビニールハウス損壊 1 件
水害 土砂災害	昭和 22 (1947) 年 9月 14～15 日	カスリーン 台風	旧共和村 旧児玉町 旧金屋村 旧日本泉村 旧秋平村	浸水 426 戸 死傷者 3 人 田畑冠水 157 町 浸水 311 戸 破壊 1 戸 田畑冠水 79 町 5 反 浸水 100 戸 田畑冠水 115 町 3 反 浸水 100 戸 流失 2 戸 田畑冠水 19 町 3 反 浸水 170 戸 流破壊 2 戸 負傷者 10 人 畑冠水 55 町 5 反
	昭和 28 (1953) 年 9月 23～25 日	台風 13 号	旧共和村 旧秋平村	破壊 1 戸 破壊 1 戸
	昭和 41 (1966) 年 6月 27～28 日	台風 4 号	旧本庄市 旧児玉町	浸水 床下 5 戸 田畑冠水 245ha 浸水 9 戸 田畑冠水 310ha
	昭和 41 (1966) 年 10月 7 日	台風 26 号	旧本庄市 旧児玉町	浸水 床下 42 戸 死傷者 15 人 建物破壊 6,689 戸 浸水 床上 13 戸 床下 237 戸 死傷者 17 人 建物破壊 248 戸
	昭和 57 (1982) 年 8月 1～2 日	台風 10 号	旧本庄市 旧児玉町	浸水 床下 400 戸 建物破壊 76 戸 田畑冠水 600ha 橋流失 6 橋 浸水 床上 36 戸 床下 384 戸 田畑冠水 358ha
	昭和 57 (1982) 年 9月 12～13 日	台風 18 号	旧本庄市	浸水 床上 15 戸 床下 600 戸 堤防損傷 24 か所 田畑冠水 50ha
	平成元 (1989) 年 8月 16 日	集中豪雨	旧本庄市	浸水 床上 26 戸 床下 127 戸
	平成 7 (1995) 年 6月 27～28 日	大雨	旧本庄市	橋流失 1 橋 負傷者 2 人
	平成 9 (1997) 年 8月 26 日	集中豪雨	旧本庄市	浸水 床上 4 戸 床下 59 戸
	平成 10 (1998) 年 9月 16 日	台風 5 号	旧本庄市	浸水 床上 2 戸 床下 9 戸 田畑冠水 334ha
	平成 19 (2007) 年 9月 5～8 日	台風 9 号	本庄市 児玉地域	本庄地域 浸水 床下 1 戸 児玉地域 浸水 床下 1 戸 河川堤防決壊 3 か所 崖崩れ 11 か所 道路冠水 3 か所 避難者 10 人
	平成 23 (2011) 年 9月 1～6 日	台風 12 号	本庄市 児玉地域	本庄地域 浸水 床上 4 戸 床下 43 戸 児玉地域 浸水 床上 5 戸 床下 8 戸 土砂流出等 7 か所 (うち崖崩れ 3 か所) 橋流失 1 橋 避難者 22 人
	平成 27 (2015) 年 9月 8～10 日	台風 18 号	本庄市 児玉地域	土砂崩れ 2 か所 道路冠水 1 か所

【出典／「本庄市地域防災計画」より一部抜粋】

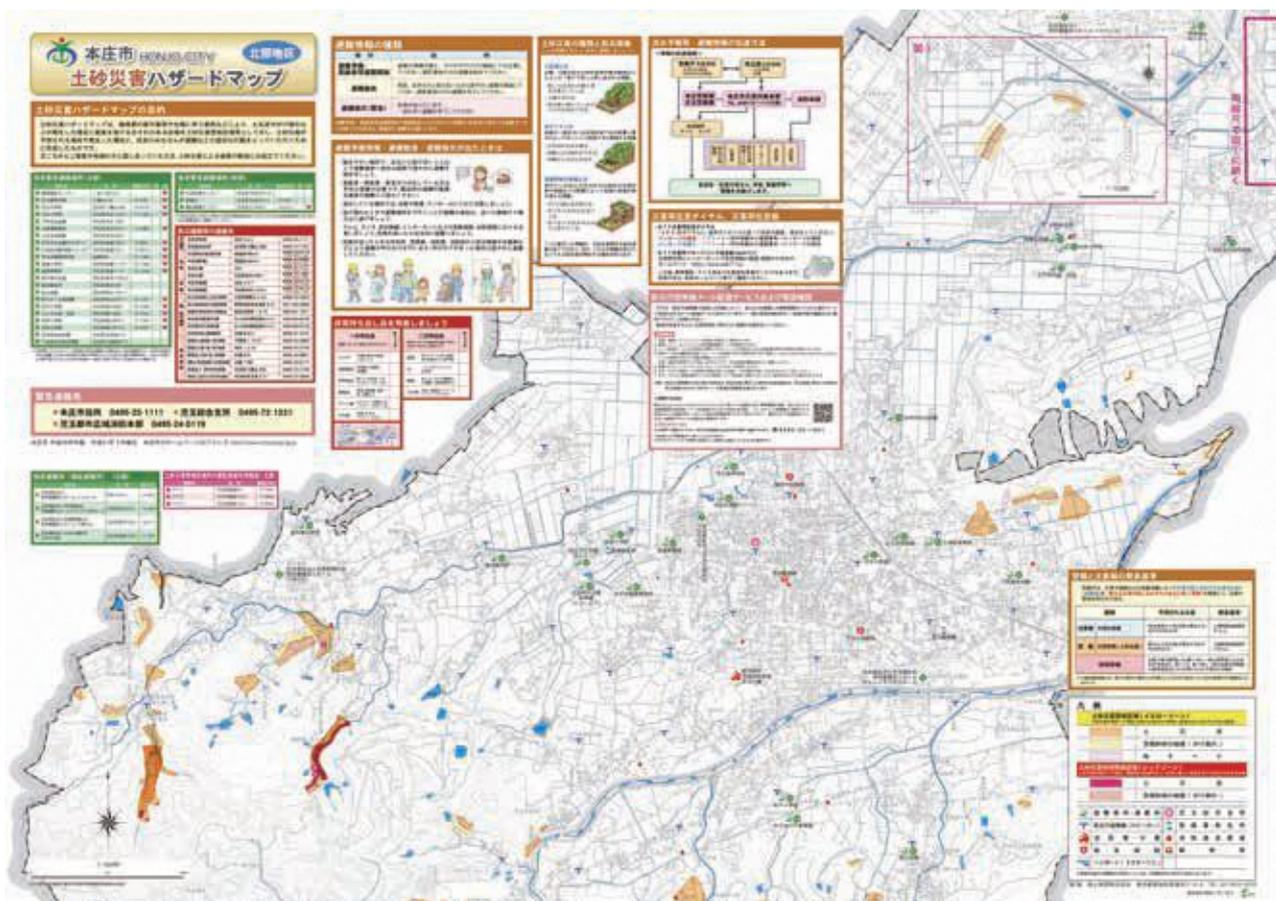


図 6-1 「本庄市土砂災害ハザードマップ（北部面）」

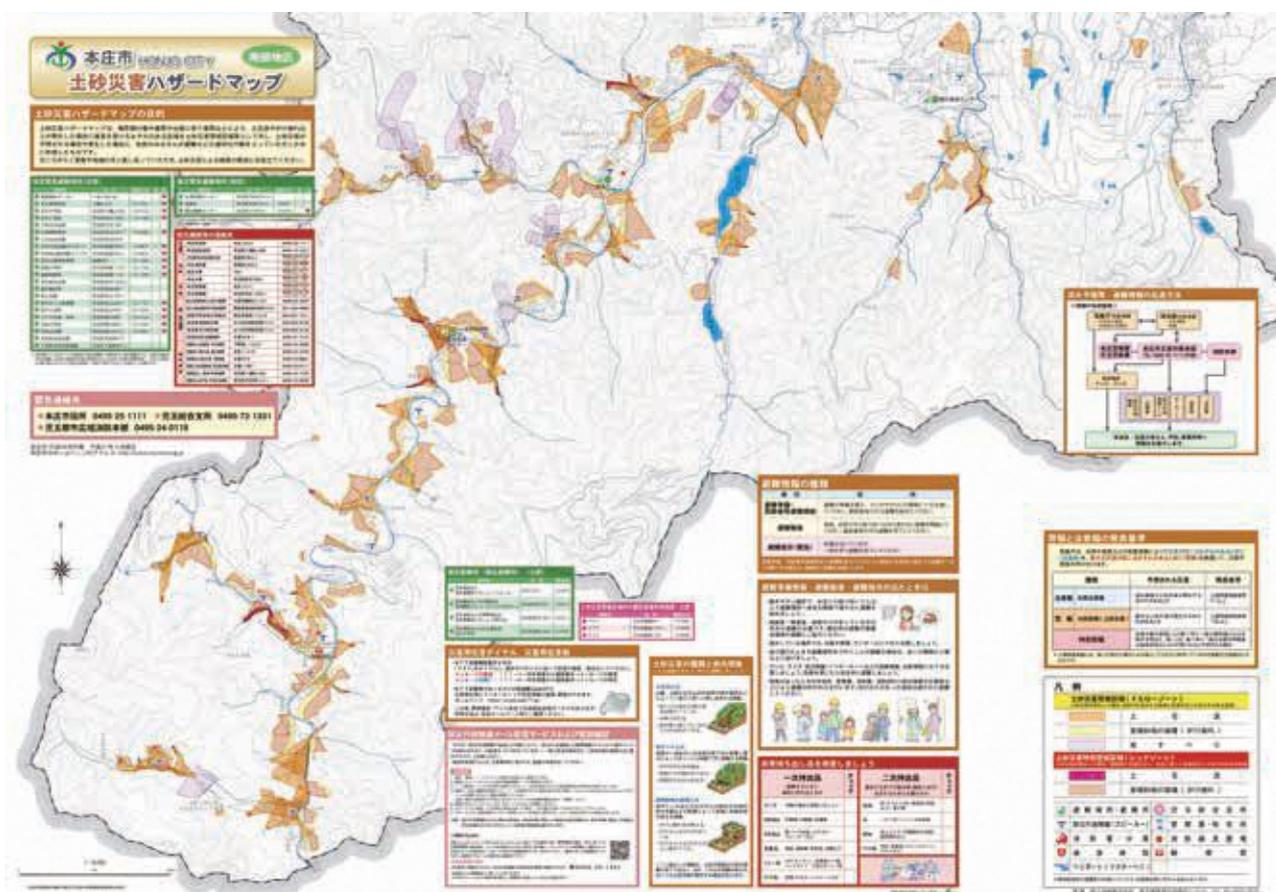


図 6-2 「本庄市土砂災害ハザードマップ（南部面）」

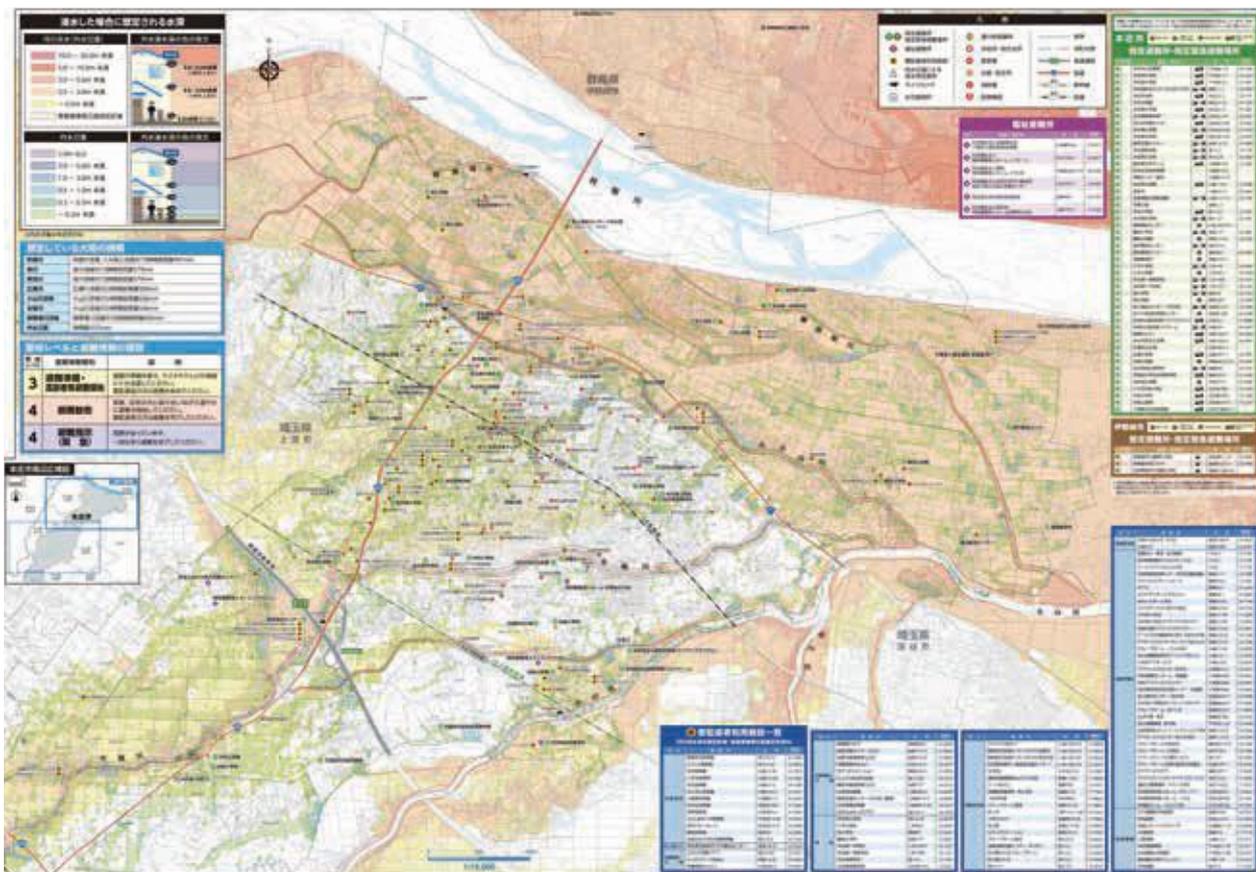


図 6-3 「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ（南部）」（抜粋）

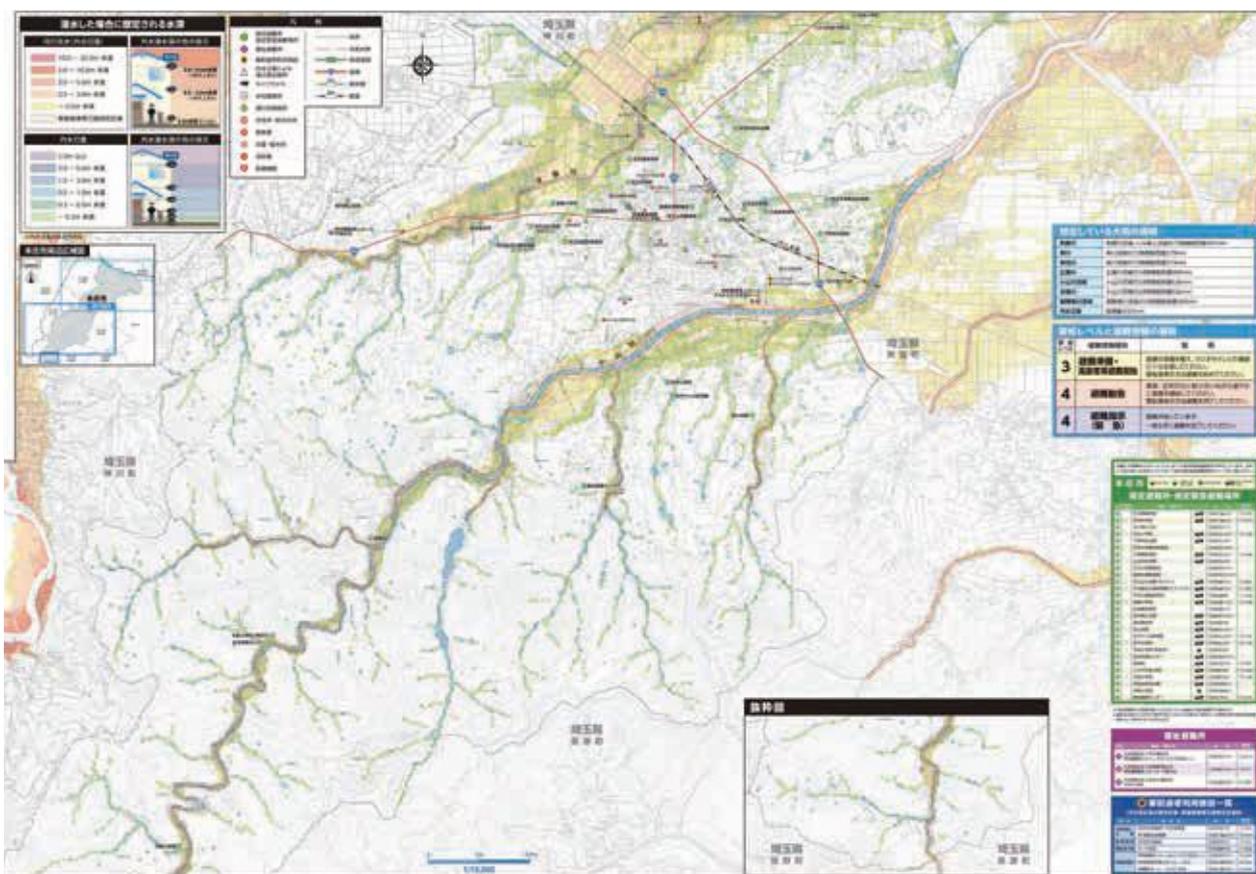


図 6-4 「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ（北部）」（抜粋）

【火山噴火に伴う降灰被害】

我が国は火山国であり、火山噴火予知連絡会によって「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義された活火山が111山も存在します。さらに、火山噴火予知連絡会では「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として55山を選定し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視しています。また、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されています。

埼玉県内に活火山は存在しませんが、上記の「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」に選定されている富士山・浅間山・草津白根山などの活動の影響が想定されます。過去の火山活動では、浅間山の天明3（1783）年の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されています。また、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」（平成16（2004）年）や「富士山火山広域防災検討会報告書」（平成17（2005）年）にある「富士山降灰可能性マップ」によれば、埼玉県は県南地域が最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに入っているほか、その他の地域でも2cm未満の降灰が予想されています。これらの過去の被害や今後発生が想定される噴火の被害予測から、本市においても噴火の状況や気象状況によっては、降灰の被害を受ける可能性が考えられます。

火山噴火に伴う降灰で想定される文化財の被害として、建造物をはじめ屋外に所在するものの汚損や、植物の生育に関する影響が懸念されます。多量の降灰があった場合は、火山灰の重みによって建物等が倒壊する可能性もあり、速やかに除去を行う必要があります。また、火山灰が堆積した斜面は、通常よりも浸透能が著しく低下するため、少量の雨でも土石流が発生する可能性が高くなります。そのため、特に土石流危険渓流においては、降灰後の降雨による土石流被害も想定され、流域に所在する文化財は風水害と併せて警戒が必要です。

表 6-4 埼玉県下における火山被害の想定

区分	影響内容
富士山が噴火した場合	最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。
その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合	県内で数cmの降灰堆積の可能性はある。

出典／埼玉県防災会議：「埼玉県地域防災計画」（平成26年3月）

② 人為災害・犯罪**【火災】**

文化財の中でも建造物は、火災が生じた際の被害が甚大となる可能性が非常に高いです。その際の被害は建造物にとどまらず、その内部に収蔵される文化財にも被害が及ぶおそれがあります。また、本市の指定等文化財の植物は、市街地の社寺境内にあるものが散見され、類焼による焼失が危惧されます。

本庄駅北口や児玉駅周辺の市街地には木造住宅が密集していることから、大規模火災・延焼の発生が懸念されるエリアとなっています。そのため、市街地内に所在する文化財については、特に対策を講じる必要があります。また、市街地以外においても、建造物や文化財保管施設への消火栓設備、自動火災報知設備等の設置が行き届いていないことが大きな課題となっています。

【盗難・破壊・紛失】

文化財の中でも美術工芸品は、他の類型に比べ盗難や破壊、紛失の危険性が高いものと想定されます。建造物や有形の民俗文化財についても、汚損や部材の盗難等の被害が想定されます。

盗難等の対象となる原因の一つに不十分な管理体制が挙げられます。アンケート調査においても、相

続や管理者変更等の要因のために文化財の保管状況を把握できていないとの意見があり、これが管理体制の脆弱化につながるものと想定されます。特に、管理者が常駐しない文化財や、人通りの少ない場所に所在する文化財については、防犯を意識した日頃からの管理体制を強化する必要があります。

3) 文化財の防災・防犯に関する課題

前項で整理した想定される災害・犯罪とその被害や、アンケート調査、これまでの文化財行政の運営などを通して明らかとなった本庄市の文化財の防災・防犯に関する課題を以下に整理します。

① 平常時の対策に関する課題

文化財の被害・災害リスクは、文化財の特性や周辺環境（地理的環境・設置状況等）により異なります。そのため、文化財ごとに災害・犯罪リスクを把握し、個々のリスクに応じた対策を図る必要があります。本市では、市内の文化財が抱える災害・犯罪リスクに対して、未然かつ個別に検討し対策を講じるという一連の流れができていませんでした。また、文化財保管施設に対する防災・防犯設備の設置に関する方針や規定も定められていない状態です。想定される災害・犯罪リスクへの対策が必要な文化財の把握と設備設置の促進は喫緊の課題といえます。

平常時における文化財の防災・防犯は、所有者・管理者が責務を負います。一方で、文化財を地域の共有財産として捉える見方もできます。市民に向けてより一層の文化財保護に対する意識啓発と連携強化を図り、文化財を地域全体で見守り、災害や犯罪を防止・抑止するための協力体制の構築が必要です。

② 災害時の対応に関する課題

文化財が災害・犯罪による被害を受けた際には、関係者への通報、初期対応、応急措置などを行う必要があります。『本庄市地域防災計画』には、災害時における文化財の保護対策が定められていますが、文化財ごとの災害リスクと対策状況を踏まえた災害時の行動指針も必要と考えられます。

また、市域に甚大な被害をもたらす災害が発生した場合、文化財への対応を行政の文化財担当者が行うことが困難となる可能性もあります。その際、行政の文化財担当者以外の者が文化財の被災状況の把握や被災した文化財の救出及び応急措置を速やかに行うことが想定されますが、これらの緊急時の対応について実施可能な組織体制が整っていません。

2 文化財のより良い状態での保存・継承に関する方針

前項で整理した課題の解決に向けて、文化財のより良い状態での保存・継承に関する方針を以下に整理します。また、[表 6-5] に記載した文化財の防災・防犯に関するガイドライン・計画等を踏まえ、文化財の防災・防犯に関する方針を以下に整理します。

1) 文化財のより良い状態での保存・継承に関する方針

① 維持管理の方針

【適切な維持管理と周辺環境の保全によって文化財を後世に継承します】

文化財の修理や維持管理を適切な時期及び手法で行うため、所有者・管理者と行政との間で文化財の保存・活用について情報共有を図る制度を設け、所有者等による自主的な保存・活用を促します。また、文化財をより良い状態で保存・活用するために、文化財を含む周辺環境や景観に対する保全意識を高めます。

文化財の保管環境の現状を把握し、保管施設の機能や設備を十分に満たしていないものについて優先

度の高いものから、保管施設の改修や耐震補強などを実施します。

現在市が収蔵する資料（考古資料・歴史資料・有形の民俗文化財など）だけでなく、今後増加が予想される資料の収蔵に必要な容積も踏まえて、集約化に必要な十分な保存スペースと保存環境を整備します。

② 保存修理・整備の方針

【文化財の価値を保存するための修理・整備を行います】

保存に向けた措置が必要な指定等文化財（建造物・史跡）について、所有者や埼玉県と連携して優先順位を定め、計画的で適切な保存修理や耐震補強を実施し、安全性を確保した上での利用・公開を目指します。

③ 継承の方針

【地域の伝統文化に関する保存・活用・後継者養成を市の取組として支援します】

記録作成等の措置を講ずべき、又は継承の断絶が危惧される無形の民俗文化財について、記録作成等を図ります。

無形の民俗文化財の保存・活用や後継者養成に関わる活動に対して、行政が支援する仕組みづくりを推進します。後継者養成を保護団体のみに任せるのではなく、市の取組として位置づけます。

表 6-5 文化財の防災・防犯に関する各種ガイドライン・計画

	上位・関連計画	作成	作成年月	概要
1	国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン	文化庁	令和2年（2020年）12月改訂	平成31（2019）年に発生したノートルダム大聖堂での火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備の緊急状況調査結果（令和元（2019）年8月公表）等を踏まえ、国宝・重要文化財（建造物）や史跡等に所在する建造物の所有者等が総合的な防災対策を検討・実施できるよう、各文化財等の特性ごとに、想定される火災リスク・防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対応策等をまとめている。
2	国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン	文化庁	令和元年（2019年）9月改訂	国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火設備の緊急状況調査結果（令和元（2019）年8月公表）等を踏まえ、国宝・重要文化財を保管する博物館等が総合的な防火対策を検討・実施できるよう作成したものであり、防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方を示している。
3	世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画	文化庁	令和元年（2019年）12月	国宝・重要文化財の防火設備の緊急状況調査結果等を踏まえ、世界遺産または国宝（建造物）や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等、さらに世界遺産となっている史跡等に所在する建造物について、総合的かつ計画的な防火対策を重点的に進めるため、当計画が策定された。き損・不具合がある防火設備の整備、早期覚知のための警報設備の充実、防火計画の策定、設備の定期点検など、ハード・ソフトの両面から取り組むこととしている。
4	埼玉県文化財保存活用大綱	埼玉県教育委員会	令和2年（2020年）3月	すべての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知って地域に愛着と誇りを深めていただくとともに、地域社会総がかりで文化財の適切な保存・活用の促進を目指し、当計画が策定された。文化財の防災・防犯に関しては、「第4章 文化財の保存活用の目指すべき方向性と取組・第2節 文化財を適切に保存する」で、「文化財の防災・防犯の推進」の項目を立て、市町村と連携した防災・防犯等の対策の周知徹底や災害発生に備えた市町村との連携強化等を明記している。また、「指定文化財の紛失等の防止の徹底」の項目を立て、指定文化財の所在確認調査や所有者への啓発活動等を実施するとしている。
5	本庄市地域防災計画	本庄市防災会議	平成30年（2018年）3月改訂	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市において、防災上必要と思われる諸施策の基本を定める計画であり、県、本市、公共機関及び住民がその有する機能を有効に発揮し、本市における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、本市の地域、住民のかけがえない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。
6	本庄市都市計画マスタープラン	本庄市都市整備部都市計画課	令和5年（2023年）3月	「大規模地震や河川氾濫等の自然災害の発生に備えて、市街地や農村・山村集落の防災性を高めて、人的被害を最小限にとどめる取組について「本庄市立地適正化計画」の防災指針と連携しながら進めるとともに、都市機能や産業機能の維持・早期回復、3つの駅周辺拠点間での相互連携・保管、円滑な避難・救急・救援活動のための防災拠点の整備や的確な気象情報の収集・提供など、防災まちづくりを進めます」と定めている。

2) 文化財の防災・防犯に関する方針

① 平常時の対策に関する方針

【文化財を災害・犯罪から守る対策を講じます】

各文化財の災害・犯罪リスクを整理し、対策に必要な設備設置等の現況を把握します。そして、把握した災害・犯罪リスクやリスクに対する対策状況に応じて、防災・防犯設備の設置を促進します。

災害・犯罪リスクを関係者で共有し、防災・防犯の意識向上を図るとともに、平常時においても巡回点検等の実施体制の整備をはじめ、防災・防犯に関する行政、所有者・管理者、市民等の連携を強化します。

② 災害時の対応に関する方針

【災害時に関係者が取るべき行動・対応を定めます】

災害時に関係者（行政、所有者・管理者、市民等）が取るべき行動や連絡体制を整理し、これらの周知と定期的な訓練等を行い、災害時の円滑な行動につなげます。

災害時においても、文化財の被害状況の把握と、文化財の遺棄・滅失を防ぐために行動できる組織体制を整備します。

3 文化財のより良い状態での保存・継承に関する措置

前項で定めた文化財のより良い状態での保存・継承に関する方針に対する具体的な措置を [表 6-6] に示し、本庄市の文化財のより良い状態での保存・継承に関するアクションプランとします。

事業実施の財源については、市費、国・県の補助金・交付金（文化財補助金やデジタル田園都市国家構想交付金等）の利用を検討していきます。ただし、文化財の保存・継承には原則として所有者の負担金が必要であり、これが高額となって保存への支障をきたす場合などがあれば、民間からの支援金・助成金の利用など、様々な財源調達の方法を検討します。

表 6-6 文化財のより良い状態での保存・継承に関する措置一覧

基本方針	目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体				財源	
					前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民		団体
基本方針2 文化財をより良い状態 で保存・継承します	適切な維持管理と周辺環境の保全によって文化財を後世に継承します												
	2-①	指定等文化財 現状報告体制 整備事業	文化財の所有者・管理者に対して、定期的な現状報告を依頼するとともに、現状変更許可申請や各種届出等の周知化を図る。	■	■	■	■	○		○			市費
	2-②	文化財保護指 導員制度の創 設	文化財保護法第 191 条の規定に基づき、文化財の巡回点検（モニタリング）と適正な保護に関する助言等を行う文化財保護指導員制度を創設する。	■	■	■	■	○	○	○		○	市費
	2-③	指定等文化財 保存活用計画 策定推進事業	塙保己一旧宅、競進社模範蚕室、雉岡城跡、旧本庄警察署、諸井家住宅、旧本庄仲町郵便局など、優先度の高いものから保存活用計画を策定し、周辺環境を含めた保存・活用や維持管理の方針・方法・体制を整える。	■	■	■	■	○	○	○		○	国・県・ 市補助
2-④	文化財保管施 設改修事業	本庄の山車、兎玉の屋台・山車など、主に所有者自らが管理する指定等文化財について、き損・散逸等の危険性がないよう、保管施設の改修又は耐震補強等を行う。	■	■	■	■	○		○			国・県・ 市補助	

基本方針	目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体				財源		
					前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民		団体	
基本方針2 文化財をより良い状態で保存・継承します	保存・継承	2-⑤	新収蔵庫新設事業	多くの資料（特に本市の特徴である多くの出土遺物）の保管場所を集約化し、かつ有効に活用するため、展示機能を備えた収蔵庫の新設を検討する。	■	■	■	○	○				市費	
		文化財の価値を保存するための修理・整備を行います												
		2-⑥	建造物保存修理・史跡整備事業	埼玉己一旧宅、競進社模範蚕室、日本庄警察署、諸井家住宅など、優先度の高いもの（保存活用計画策定が完了したもの）から順次、保存修理・耐震補強・整備事業に取り掛かる。	■	■	■	○		○				国・県・市補助
		地域の伝統文化に関する保存・活用・後継者養成を市の取組として支援します												
		2-⑦	無形の民俗文化財後継者養成事業	無形の民俗文化財の保護団体が実施する後継者養成に対して助成、人的支援、応援体制を整備する。	■	■	■	○		○				国・県・市補助
		2-⑧	無形の民俗文化財記録等作成事業	無形の民俗文化財について、デジタル技術を活用した記録作成等を行い、その保存・活用（公開）を図る。	■	■	■	○	○	○		○		市費 国・県補助
		文化財を災害・犯罪から守る対策を講じます												
		2-⑨	文化財の防災・防犯対策検討事業	GISデータ等を用いて、文化財の災害・犯罪リスクの見える化（ハザードマップと文化財所在地の重ね合わせなど）を図り、関係者で共有することで、特に注意すべき文化財の把握と対策を検討する。	■	■	■	○		○	○	○		市費
		2-⑩	文化財防災・防犯設備設置状況確認事業	文化財又は文化財保管施設に対し、災害・犯罪リスクに応じた防災・防犯設備等の設置状況を確認し、所有者・管理者に必要な設備設置を促す。	■	■	■	○		○				市費
		2-⑪	文化財防災・防犯設備設置補助・支援事業	防災・防犯設備の設置を検討する指定等文化財又は文化財保管施設の所有者に対し、設置に関わる費用を補助する。	■	■	■	○		○				国・県・市補助
		2-⑫	文化財防災・防犯意識啓発事業	文化財の防災・防犯について、所有者・管理者・市民への研修・説明会等を開催する。関係者で防災・防犯マニュアルを共有し、防災・防犯意識を高める。	■	■	■	○		○	○	○		市費
		2-⑬	文化財防災・防犯地域連携事業	文化財の防災・防犯に関する訓練活動（初期消火や通報訓練）を消防・警察と市民が一体で行うなど、行政と市民との協力体制を強化する。身近な文化財の巡回確認・点検を市民に協力を求めるための方法・体制を整える。	■	■	■	○		○	○	○		市費
		災害時に関係者が取るべき行動・対応を定めます												
		2-⑭	災害・犯罪対応マニュアル作成事業	災害・犯罪対応マニュアルを作成し、通報、初期対応、応急措置を担うことが想定される関係者（行政、所有者・管理者、市民等）で共有するとともに、定期的な訓練を実施する。	■	■	■	○		○	○	○		市費
		2-⑮	文化財レスキュー体制整備事業	埼玉県、近隣市町村の各担当課、埼玉県ヘリテージマネージャー（埼玉県建築士会）等と協力体制を築き、地域全体で文化財レスキューに取り組む体制を検討・整備する。	■	■	■	○	○				○	市費

凡例 ◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など
○：主として取り組む主体
○：協力して取り組む主体

※措置の具体的な内容を「第9章 文化財の一体的・総合的な保存と活用」に示したものがあ

4 文化財のより良い状態での保存・継承に関する体制とその整備

1) 文化財のより良い状態での保存・継承に関する体制とその整備

文化財のより良い状態での保存・継承に関する取組は、原則として所有者・管理者を主体とし、文化財保護課がその支援を担います。必要に応じて文化財保護課が補助金申請等の事務手続きを速やかに進め、文化庁、埼玉県教育委員会、本庄市文化財保護審議会の指導・助言を受ける体制を整えます。

指定等文化財の確実な保存と維持管理に向けては、文化財保護課への定期的な報告や情報提供について所有者・管理者へ理解と協力を求めます。また、行政側からも専門家として文化財保護指導員を置いて文化財の巡回点検（モニタリング）を行い、相互の情報共有を図ります。

今後、保存・活用を推進する文化財については、順次、保存活用計画を策定し、所有者・管理者の自主的な保存・活用を促します。保存活用計画の策定にあたっては、文化財保護課が事務局となり、専門家・大学等の学識経験者や当該文化財の活用を担う団体等を中心とする策定委員会を組織し、文化庁、埼玉県教育委員会、本庄市文化財保護審議会の指導・助言を受けて策定が円滑に進む体制を整えます。

文化財の保管施設については、当該文化財にき損・滅失・散逸等の危険性がないよう、所有者・管理者に改修や耐震補強等を求め、出土遺物や寄託品の保管・管理については、本庄市及び所管する博物館施設が責任をもって行います。

破損・劣化等が著しい建造物については、所有者・管理者によるいち早い修理が行えるよう、行政側で必要となる実施体制の整備に努めます。

無形の民俗文化財は、行政、専門家・大学等、保護団体が連携の上で記録を作成します。デジタル技術を生かした記録作成に向けては、様々な技術の中から文化財の特性に対して適正なものを選択できるよう協議を行います。また、後継者育成については、原則として保護団体が主体的に行うものとなりますが、行政が助成・人的支援等の応援体制を整備します。

文化財の保存・継承に関して、各取組主体がどのような役割を担い実行する必要があるのか、[表6-7]に整理しました。

2) 文化財の防災・防犯に関する体制とその整備

文化財の防災・防犯に関する取組は、行政だけでなく所有者・管理者、市民、団体など地域全体の連携が不可欠です。そのため、文化財保護課が中心となって地域全体での連携を図れる体制の構築を進めます。文化財の防災・防犯に関わる措置については、関連する法令や計画等を踏まえるとともに、文化庁や埼玉県教育委員会、大学等の専門機関の指導・助言を仰ぎながら、地域社会総がかりで実施します。

自然・人的災害や犯罪等の発生の備えとして、本庄市（本庄市危機管理課）、児玉郡市広域消防本部、本庄市消防団、本庄警察署・児玉警察署、所有者・管理者が連携のもと、GISデータ等を用いた文化財における災害・犯罪リスクの見える化（ハザードマップと文化財所在地の重ね合わせなど）を行い、関係者で共有し、特に注意すべき文化財の把握と対策を検討します。また、文化財及び文化財保管庫については、防火・防犯設備の設置状況を確認し、不備不足については、所有者・管理者に必要な設備設置を促します。

文化財の防災・防犯意識の向上に向けては、埼玉県教育委員会と連携し、防災・防犯に関する研修や説明会、訓練活動の実施を通じて、文化財の所有者・管理者への啓発に取り組みます。また、行政、所有者のみでは市内各地に所在する文化財の巡回確認・点検が行き届かないため、各文化財の周辺に居住する市民や関係する団体等と連携した文化財の巡回確認・点検の体制を整備します。

災害時には、所有者・管理者だけでなく、市民、団体による初期行動や通報が必要であるため、これ

らを想定した対応マニュアルを作成し、行政、所有者・管理者、市民、団体など地域全体で共有するとともに、緊急時に迅速な行動をとれるよう訓練活動に努めます。

文化財に被害が発生した場合、行政は文化財の被害状況の迅速な把握に努め、埼玉県教育委員会等の関係機関へ報告し、指導・助言を受けるとともに、文化財の所有者・管理者に必要な指示を伝達します。被害状況の把握やその情報発信にあたっては、本庄市危機管理課・広報課と連携し、速やかに情報伝達が図れるよう、その方法について検討します。

災害時に備えては、埼玉県教育委員会、^{かみさと}上里町・^{かみかわ}神川町・^{みさと}美里町の各担当課、ヘリテージマネージャー（歴史的建造物の保存・活用に関わる専門家）等と協力体制を築き、文化財レスキュー活動に取り組む体制を検討・整備します。

文化財の防災・防犯に関して、各取組主体がどのような役割を担い実行する必要があるのか、[表6-8]に整理しました。

表 6-7 文化財のより良い状態での保存・継承に関する取組主体ごとの役割

取組主体	役割	対象
行政	文化財の現況に関する定期報告・情報提供の依頼	⇒ 所有者・管理者
	文化財保護指導員制度の創設、指導員の依頼	⇒ 専門家・大学等、団体
	保存活用計画策定に関する事務局支援（策定委員会の設置）	
	文化財保管施設の管理支援	⇒ 所有者・管理者
	管理が困難な文化財の管理代行（文化財の寄託受入）	⇒ 所有者・管理者
	文化財収蔵庫の管理、出土遺物や寄託品の保存管理	
	新収蔵庫新設の検討	
	建造物保存修理・史跡整備事業の促進	⇒ 所有者・管理者
	保存・継承の専門的知見に関する指導・助言の依頼	⇒ 専門家・大学等
	無形の民俗文化財の記録等作成	⇒ 所有者・管理者
	無形の民俗文化財の後継者育成支援	⇒ 所有者・管理者
専門家 大学等	より良い状態での保存・継承に関する指導・助言	⇒ 行政
	文化財保護指導員の受託、文化財の巡回点検（モニタリング）	⇒ 行政
	保存活用計画策定に関する指導・助言（策定委員の受託）	⇒ 行政
	新収蔵庫新設に関する指導・助言	⇒ 行政
	無形の民俗文化財の記録等作成に関する指導・助言	⇒ 行政
所有者 管理者	文化財の現況に関する定期報告・情報提供、文化財保護指導員との連携	⇒ 行政
	保存活用計画の策定（事業主）、保存活用計画に基づく保存・活用の推進	
	文化財保管施設の管理	
	無形の民俗文化財の後継者育成（保護団体）	
	維持管理が困難な文化財の管理依頼（寄託）	⇒ 行政
団体	文化財保護指導員の受託、文化財の巡回点検（モニタリング）	⇒ 行政
	無形の民俗文化財の記録等作成の支援	⇒ 行政

表 6-8 文化財の防災・防犯に関する取組主体ごとの役割

取組主体	役割	対象
行政	災害リスクの見える化、特に注意すべき文化財の把握と対策検討	
	災害・犯罪等の発生に備えた巡回確認・点検の協力依頼	
	文化財及び文化財保管施設に対する防災・防犯設備設置状況の確認	⇒ 所有者・管理者
	防災・防犯設備の設置促進・補助	⇒ 所有者・管理者
	防災・防犯等の発生に備えた意識啓発（研修・説明会等）	⇒ 所有者・管理者、市民、団体
	防災・防犯訓練の実施	⇒ 所有者・管理者、市民、団体
	災害・防災対応マニュアルの作成・共有	⇒ 所有者・管理者、市民、団体
	災害・犯罪発生時における被害状況の把握、関係機関への連絡・対応	
	文化財レスキュー活動の広域連携	⇒ 県、近隣市町村
専門家 大学等	文化財レスキュー活動への協力	⇒ 行政
所有者 管理者	災害リスクの共有、特に注意すべき文化財の把握	
	文化財及び文化財保管施設に対する防災・防犯設備設置状況の確認受入	⇒ 行政
	防災・防犯等の発生に備えた巡回確認・点検	
	防災・防犯設備の設置	
	防災・防犯等の発生に備えた意識啓発（研修・説明会等）への参加	
	防災・防犯訓練への参加	
	災害・防災対応マニュアルの把握	⇒ 行政
	災害・犯罪に対する初期行動・通報	⇒ 行政
市民	災害リスクの共有、特に注意すべき文化財の把握	
	防災・防犯等の発生に備えた巡回確認・点検への協力	⇒ 所有者・管理者
	防災・防犯等の発生に備えた意識啓発（研修・説明会等）への参加	
	災害・防災対応マニュアルの把握	⇒ 行政
	災害・犯罪に対する初期行動・通報	⇒ 行政
団体	災害リスクの共有、特に注意すべき文化財の把握	
	防災・防犯等の発生に備えた巡回確認・点検への協力	⇒ 所有者・管理者
	防災・防犯等の発生に備えた意識啓発（研修・説明会等）への参加	
	災害・防災対応マニュアルの把握	⇒ 行政
	災害・犯罪に対する初期行動・通報	⇒ 行政
	文化財レスキュー活動への協力（保存活用支援団体）	